

〔7 その他〕

○ 生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書  
(※生活指導担当者・入国在留事務担当者に変更があった場合に提出する)

- (1) 本様式は、生活指導担当者及び入国在留事務担当者(常勤の者に限る。)で異動のあった者について作成する。
- (2) 「賞罰等」の欄には、「日本語教育機関の運営に関する基準」20②に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当するか確認のうえ、該当する場合のみ記入すること。
- (3) 本様式については、代筆・ワープロによる記入も可であるが、署名・捺印は、内容を確認のうえ、必ず本人が行うこと。
- (4) 右上部欄外の〔生活指導担当者・入国在留事務担当者〕については、該当するものを○で囲む。
- (5) 担当者が外国人の場合は、在留カード写し(表・裏)を添付する。

日本語教育機関の運営に関する基準

(生活指導)

- 20 ② 生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、12に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当しない者であるものとする。

(校長・教員の欠格事由)

- 12 日本語教育機関の校長又は教員となる者は次の各号に該当する者ではないものとする。
- 一 禁治産者又は準禁治産者
  - 二 禁固以上の刑に処せられた者
  - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者